

厚木市告示第182号

コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、手数料徴収事務について、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月8日

厚木市長 山口 貴裕

1 受託者の名称及び所在地

(1) 名称

地方公共団体情報システム機構

(2) 所在地

東京都千代田区一番町25番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

証明書等自動交付サービスに係る次に掲げる証明書交付手数料

(1) 住民票の写し

(2) 印鑑登録証明書

(3) 戸籍謄抄本

(4) 戸籍の附票の写し

(5) 課税証明書

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和8年4月1日

4 公金事務を委託した日

令和8年4月1日（履行期間 同日から令和9年3月31日まで）